

税務会計における貸倒準備金の繰入処理

高 尾 忠 男

- 一、貸倒準備金の必要性
- 二、貸倒準備金の対象基礎
- 三、貸倒準備金の認容基準
- 四、貸倒準備金の繰入処理
 - （一） 毎事業年度の限度額
 - （二） 最高繰入限度額
 - （三） 仮設例題

一 貸倒準備金の必要性

企業はよりよき経済価値循環（ $G \rightarrow W \rightarrow W' \rightarrow G'$ ）活動を継続し、より多くの利潤を追求している。そして企業はつねに生きているのである。企業活動が急速度的に活潑化するに於いて、それは愈々信用取引の度を加え、営業上の債権となり受取助定となって発生する。

企業会計 Business Accounting においても、税務会計 Tax Accounting おいてもその成果の把握は期間的損益計算によって表現される。その期間損益計算は通常の企業にありては、いわゆる財貨または用役の販売の時点を経てその収益発生の一時点とするのであって、すなわち現金売以外の場合にありては、掛売たと手形売であるを問わず、売価によるところの売上もしくは債権の発生（記録）を生じるのである。しかしここにおいて発生されたる債権高もしくは売上高は単に一応正確なものとして発生されたる金額であって、この金額が絶対的に回収化されるものとは限らない、営業上発生する債権の主なるものは、売掛金（帳簿債権）、受取手形（手形債権）、貸付金（証書債権）等である。

が、その中には回収不良 Doubtful Debts や、或は回収の全然不可能 Bad Debts を惹起することがあり得る。換言すれば如何なる企業にありても、信用取引を行う以上ある程度の貸倒や不良貸付は完全に防止し、避けることは不可能である。殊に最近の経済界の実情を熟視するならばこれに對して、税務会計上の範圍内に於て最善の処理をなしておくことが必要である。

かくして貸倒準備金（企業会計原則は貸倒引当金という）の必要性は企業の財政々策上からも、その健全化からも要求されるのは当然のことであり、更にわが国の税務会計が發生主義 Accrual Basis を採用しているので、この發生主義に基く期間別損益計算の見地から、これが会計処理を放任するときは、その企業の各期間別の成果計算は甚だしく正確性を欠くことになり、またその保有債権の評価においても矛盾を招来し、したがって終局には企業財政の堅実性や課税の適応化も確保しえられなくなるからである。

二 貸倒準備金の対象基礎

税務会計上における貸倒準備金対象の基礎となるべき損金認容範圍は、事業年度末現在の受得勘定（この場合の受取勘定は売掛金及び受取手形を含む・以下同じ）の残高を基礎として処理されることになる。したがってこの貸倒準備金設定の対象となる受取勘定の内容と範圍を先づ明らかにしなければならない。

税法は「各事業年度においてその有する売掛金、前貸金その他これらに準ずる債権（税務上は單に「貸金」という。以下同じ）の、貸倒に因る損失の補てんに充てるため、当該事業年度終了の日における貸金の帳簿価格の会計額を基礎に計算をする」ことを規定している。しかしてここに「その他これらに準ずる債権」とは「未収加工料、未収請負金等、通常に売掛金と称しないものをいう」と解せられている。なお実務上においては貸金の範圍判断に疑義の点がありうるであろうが、次の如き項目については「貸金」に該当しないも

のとされている。

- (1) 「立替金、仮払金等の名称を附して処理しているもののうち、前払の給料、旅費交際費等の如き一時的の性質を有するもの」。

これはすなわち、税務上にありては勘定科目等の名称には何ら全然関係なく、実質的な内容により區別されるものであり、いわゆる「実質主義の原則」の適用をうけるのである。

- (2) 「受取手形を割引した場合のその割引された受取手形の金額」

右の(1)、(2)はここのいう貸倒準備金の対象にはならないのであり、なお且つ、事業年度に於て欠損のため所得金額がないときは認容されないのである。

以上の如く、税法が認容している貸倒準備金の対象基礎は極めて広範囲にわたっている。斯るが故に、たとえば同族会社において、その会社が社長に対して貸金を有している場合にありても、貸付の事実が真実明確であれば、その貸付金についても貸倒準備金を設定

することができるのである。さらにこのことは、従業員に対する貸付金に於ても同様に解されるのである。

三 貸倒準備金の認容基準

貸倒準備金勘定の必要及びその設定の目的は最初に述べた如く、受取勘定の貸倒による損失の補てに充てることにあるため、これらの債権について貸倒を生じた場合には、その損失額に達するまでこの貸倒準備金を取り崩して補てんするのである。さればこの「貸倒」とは一体どんな要件事実をみたしているべきであろうか。

税法はこの貸倒の事実について厳格に解釈している。それはその貸金が完全に回収不能であるということを立前とされている。すなわち回収不能であるという事実が確認立証されたものに限定されているのである。ここにその認容基準の大要をあげると。

- (1) 債務者が破産、和議、強制執行または整理の手續に入り、あるいは解散または事業閉鎖を行うに至つ

たため又はこれに準ずる場合で回収の見込のない場合

- (2) 債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により回収の見込がなくなった場合

- (3) 債務超過の状態が相当期間継続し、事業再起の見通しがつかないため回収の見込のない場合

- (4) 天災事故その他経済事情の急変のため回収の見込がなくなった場合

- (5) 債務者の資力喪失等のため債権の放棄または免除を行った場合

- (6) 前各号に準ずる事情があり債権回収の見込のない場合

以上の六項目にわたる大体の基準にしたがって税務上においてその是否認が判定されるのである。

四 貸倒準備金の繰入処理

(一) 毎事業年度の限度額

税務会計における貸倒準備金の繰入処理（高尾）

毎期の貸倒準備金の繰入限度額は税務上では、一定の制度を設けこの範囲内の繰入額についてのみ損金算入を認めている。

ここにいう一定の制度とは、すなわち貸倒準備金の繰入限度の最高限度を決算期末の貸金の帳簿価額の百分の三（自己資本に相当する金額を限度とする）となし、この金額に達するまでは認容されるのである。したがって毎事業年度末において有する貸金の帳簿価額の会計額の千分のXに相当する金額に、当該事業年度の月数を乗じてこれを十二分した金額と、さらに当該事業年度の所得金額の百分の二十に相当する金額との何れか低い方の金額以下の金額を貸倒準備金勘定に繰入れた場合において、その金額はその事業年度の所得の計算上これを損金に算入するのである。これが算式を示すと。

$$(1) \text{ 事業年度末貸金} \times \frac{X}{1000} \times \frac{\text{事業年度の月数(端数切捨)}}{12}$$

$$(2) \text{ 事業年度所得金} \times \frac{20}{100}$$

$$(3) \text{ 貸倒準備金認可額は(1)又は(2)により算出された}$$

利益のうち何れか一方の金額

右の算式の(1)は、貸金を基礎とするもので事業年度期末貸金とあるのは「二、貸倒準備金の対象基礎」で述べた金額の合計額に、 x には税務上に毎事業年度の借入額の割引が「業種別」に定められているから、その該当する割合を準用するのである。業種別はごく簡単に区分されているため、その企業体（法人）が何れの業種に該当するかが明確でない場合には「法人税法施行細則第一条の二」に掲げられている事業の区分に準じて判定されるのである。

なお算式の(2)は、所得金額を基礎とするもので、ここに「所得金額」というのは、法人税法第九条（第三項——第五項を除外）乃至第九条の九の規定により計算した金額をいうのである。したがってこれは法人が事業年度において行った寄附金は全額損金とし、事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた繰越欠損金の控除をしない前の金額をいうのである。

貸倒準備金の繰入限度の計算においては、以上の如く一方の基準が所得金額を基礎としているから、所得金額（法人税法施行規則第十四条第三項に規定する所得金額）がなく欠損の事業年度においては繰入することができないのである。したがって一定のわく以上（超過繰入額）繰入損金として計上した場合には、その超過した部分は損金に算入せず税務上は利益留保の積立金として扱われ否認されることになる。

斯くして毎期貸倒準備金勘定に繰入れてゆくと現実に貸倒が発生しない時には相当な金額が積立てられることになり、ある意味では、課税所得を軽減することになるので税務上では毎期の繰入限度額を定めるとともに、最高繰入限度額を定めているのである。この限度額を超過した場合には、その超過部分だけは利益に戻し入れなければならないのである。

（二）最高繰入限度額

税務上の毎事業年度における貸倒準備金の繰入限度額の処理は前項の如くであるが、無制限に繰入を認め

るのではなく、各事業年度末における貸倒準備金の繰入額について繰入最高限度を設定している。すなわち最高繰入限度は毎事業年度末における貸倒準備金が毎事業年度末における貸金の帳簿価格の合計額の百分の三に相当する金額で、その金額が期末の資本金額、再評価積立金額、額面超過金等の資本積立金額及び期首における利益立積金額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額は利益に加算されることとなる。これが算式を示すと。

最高限度額＝期末資本金＋期末再評価積立金
 ＋期首利益積立金
 ×最高限度の計算法の算式を示す。

- (1) 期末貸倒準備金＋その事業年度の繰入限度額…
 A
 (2) 期末貸金 $\times \frac{3}{100}$ B
 (3) 期末資本金＋期末再評価積立金＋期首積立金……
 C

(4) A、B、Cのうち低い金額－期末貸倒準備金…

税務会計における貸倒準備金の繰入処理（高尾）

……… 此項繰入限度額

右によりA、B、Cの金額のうち、何れか低い金額と期末における貸倒準備金とを比較し、期末における貸倒準備金が増加すれば、当期の繰入は不算入となり、その超過部分の金額は利益金に加算されることになる。

(三) 仮設例題（最高繰入限度額）

(イ) 事業種目 (卸売業) 昭和産業株式会社

- (ロ) 事業年度 自二八・一・一
 至二八・一二・三一
 (ハ) 事業年度末貸金帳簿額 九〇、〇〇〇、〇〇〇円
 (ニ) 事業年度の所得金額 六、〇〇〇、〇〇〇円
 (ホ) 期末資本金 五〇、〇〇〇、〇〇〇円
 (ヘ) 期末貸倒準備金 三、八〇〇、〇〇〇円
 (ト) 期末再評価積立金 二四、〇〇〇、〇〇〇円
 (チ) 期首利益積立金 一五、〇〇〇、〇〇〇円
 限度額の計算
 (1) $90,000,000 \text{円} \times \frac{10}{100} \times \frac{12}{12} = 900,000 \text{円} \dots\dots a$
 (2) $90,000,000 \text{円} \times \frac{20}{100} \dots\dots = 18,000,000 \text{円} \dots\dots b$

$$\begin{aligned} (3) \quad & 3,800,000\text{円} + 900,000\text{円} \cdots \equiv 4,700,000\text{円} \cdots \cdots c \\ (4) \quad & 90,000,000\text{円} \times \frac{3}{1000} \cdots \cdots \equiv 2,700,000\text{円} \cdots \cdots d \\ (5) \quad & 50,000,000\text{円} + 24,000,000\text{円} + 150,000,000\text{円} \equiv \\ & 89,000,000\text{円} \end{aligned}$$

$$(6) \quad 2,700,000\text{円} (d) - 3,800,000\text{円} \cdots \equiv \triangle 1,100,000\text{円}$$

この仮設例題によって算出した結果、この会社の当該決算期においては、貸倒準備金の繰入はできないことになる。なぜならばこの会社の最高繰入限度額を一、〇〇、〇〇〇円も超過していることになるからで

ある。したがってここでは、すでに繰入れた貸倒準備金を逆に取り崩して利益に戻し入れなければならないことになる。かかる立場からここに注意すべき点は、貸倒準備金の繰入額はその一つの基準が所得金額とされているので、本例の如く欠損の場合には繰入れることができないのは勿論である。さらに繰入限度額は毎事業年度ごとに一定の範囲があるので、かりに前事業年度において繰入不足額があっても次の事業年度でその不足分をあわせて繰入することはできないのである。